

第56号の内容

▼平成30年度の消費生活相談の状況

▼9月16日（月・祝）消費生活フェスタを開催します！

平成30年度の消費生活相談の状況



平成30年度中に県内の消費生活相談窓口で受け付けた相談は15,098件で、前年度（13,704件）に比べ10.2%増加しました。特徴は次のとおりです。
<詳細は当センターHP：<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5125669.pdf>>

- 1 高齢者の消費生活相談件数・割合とも過去10年間で最多
- 2 ハガキによる架空請求の相談がさらに増加
- 3 インターネット等で取引される情報商材のトラブルが目立つ
- 4 警告画面が表示され申し込んだセキュリティソフト等のトラブルが急増

1 高齢者の消費生活相談件数・割合とも過去10年間で最多

高齢者（65歳以上）の相談件数は5,573件（前年度比+24.8%）となり、過去10年間で最多となりました。全相談に占める高齢者の割合も3年連続で増加し、3分の1以上が高齢者からの相談となっています。

《事例①・・・友人から勧められた投資》

2年ほど前に友人から「A社に投資すると年利3%が付く」と言われ、100万円程を投資した。A社からは月々3万円の配当金が口座に振り込まれていた。その後A社を信用して追加出資した。しかしある時期を境に一切配当が振り込まれなくなった。出資したお金を返金してほしい。（70歳代女性からの相談）



アドバイス

- 身近な人からの勧誘であっても、**契約するつもりがなければはっきりと断りましょう。**
- 高額な利子をうたうなど、他の取引と比較して非常に有利な条件での取引には、相当のリスクがあります。
- 取引に関して不審な点があった場合は、**お金を支払う前に、消費生活センターに相談しましょう。**

2 ハガキによる架空請求の相談がさらに増加

「ハガキによる架空請求」の相談が急増した前年度の件数（2,513件）をさらに上回り、3,626件となりました。全相談の約4分の1を占めています。50歳以上の女性からの相談が大半を占めています。なかには、個人情報保護シールが貼られたものや、「重要」と朱書きされた封書が届いたといった相談もみられました。

アドバイス

- ハガキや封書に記載されている電話番号に連絡をすると、弁護士を名乗る者がでて、個人情報を聞き出そうとしたり、お金を支払わせようとしたりします。**このようなハガキや封書が届いても、無視してください。**
- 正式な裁判においては、訴状は、「特別送達」と記載された、裁判所の名前入りの封書で郵便局員が直接手渡すことが原則となっており、**郵便受けに投げ込まれることはありません。**

【イメージ図】実際に送付されたハガキの例

民事訴訟最終通達書

訴訟管理番号（さ）199

本通達は、貴殿に対し、契約中、若しくは債権譲渡のあった企業又は団体から契約不履行による訴状が提出されたことを当該債務者たる貴殿に通達し、本通達の後、訴訟取り下げ最終期日を経て貴殿を被告とした民事裁判が開始されることを通知するものです。本通達に対しこのままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、裁判所の認可を受けた執行官立会いの下、現預金や有価証券及び、動産や不動産物の差押えが強制的に執行されます。

また本件は民事訴訟に関する通達である為、民事訴訟法の適用により個人情報の保護や守秘義務が発生致しますので、本件に関するご相談、取下げ等のお問い合わせは必ずご本人様からご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

訴訟取り下げ最終期日 令和元年●月●日

訴訟通知センター お問い合わせ・相談窓口

03-●●●●-●●●●

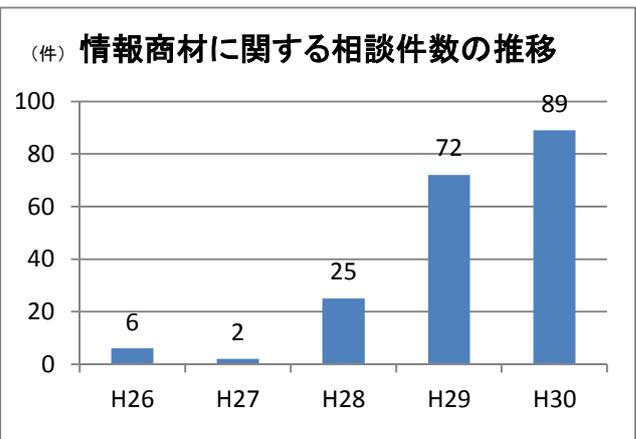
受付時間（日、祝日は除く）

平日9:00～20:00／土曜日9:00～13:00

〒100-●●●● 東京都千代田区霞が関●丁目●番●号

3 インターネット等で取引される情報商材のトラブルが目立つ

情報商材に関する相談が、平成28年度と比較して3倍以上に急増しています。内容は、「誰でも簡単に稼げる」といった副業に関するものや、「〇〇するだけで儲かる」といったFXや仮想通貨等の投資に関するものがあります。低額の商品を購入後、さらに高額な商品を事業者から電話等で勧められ、次々と契約してしまう事案も目立ちます。



《事例②・・・副業を探して申し込んだ情報商材》

インターネットで副業を検索したら、「1回15分の作業で月収50万円」という広告を見つけ、広告の動画を見た。興味を持ち事業者に電話すると、データ入力作業をするだけで簡単にお金が稼げると勧められ、申し込んだ。商品が電子データで送られてきて内容のとおり作業してみたが、

何時間もかかったうえ、全く儲からなかった。支払ったお金を返金してほしい。(50歳代男性からの相談)

アドバイス

- **情報商材は購入するまでは内容を確認することができません。**それをいいことにほとんど無価値な情報が高額で販売されています。
- 借金してもすぐに元が取れるなど体験者の成功談が掲載されていますが、**安易に信用してはいけません。**
- すでに契約してしまったりトラブルになった場合は、消費生活センターに相談しましょう。

4 警告画面が表示され申し込んだセキュリティソフト等のトラブルが急増

警告画面や警告音がきっかけで契約したセキュリティソフトやサポートに関する相談が急増しています(平成28年度:59件、29年度:40件、30年度:96件)。60歳以上の方からの相談が6割近くを占めており、高齢者がパソコンを利用する機会が増える一方で、警告への対処方法が分からず事業者の言葉をうのみにして契約してしまう事案が多くみられます。

《事例③・・・警告画面が表示され契約したセキュリティサポート》

インターネットをしていたら突然警告音が鳴り、パソコン画面に「ウィルスに感染している」と表示された。驚いて表示された電話番号に電話すると、片言の日本語を話す担当者から「パソコンがウィルスに感染した。不具合を直すためにセキュリティソフトを入れないといけない。2年間で6万円のサポートとなる」と言われクレジットカード決済した。後からPCメーカーのサポートに聞くと騙されていると言うので解約したい。(40歳代男性からの相談)



アドバイス

- 警告音が鳴ったり、警告画面が表示されても、**慌てて画面に表示された番号に電話しないようにしましょう。**警告画面は偽の表示である場合があります。
- 解約の方法が分からない、解約ができない等、不安に思うことやトラブルが生じた場合には、**消費生活センターに相談しましょう。**

「困ったな」「変だな」と思ったらすぐに消費生活相談窓口にご相談ください



滋賀県消費生活センター 0749-23-0999

平日・土日 午前9時15分から午後4時まで 祝日、年末年始は除く

インターネット消費生活相談もあります(PC・スマホからアクセス)

→<https://www.pref.shiga.lg.jp/shohi/sodan/106095.html>

消費者ホットライン ☎188 (いやや!)

県の消費生活センターや最寄りの市町の相談窓口につながります



(インターネット相談)

【平成30年度商品・サービス別相談状況】

平成30年度			29年度	28年度
順位	商品・役務名	件数	件数	件数
1	ハガキによる架空請求	3,626	2,513	37
2	インターネット情報サービス ※	1,308	1,495	2,380
3	光回線・プロバイダ関連サービス	406	412	557
4	フリーローン・サラ金	386	434	440
5	健康食品	348	311	353
6	工事・建築	340	304	354
7	賃貸住宅	321	322	344
8	修理サービス	241	190	184
9	自動車	231	220	279
10	放送サービス	213	310	159

※インターネット情報サービス：アダルト情報サイト、出会い系サイト、オンラインゲームなどインターネットを通じて得られる情報・サービスのこと

消費生活フェスタを開催します

ご当地キャラも
登場するよ！



消費生活フェスタ2019を開催します！「エシカル」を楽しく学べるすごろく体験、チアスクールのダンスや警察音楽隊の演奏など楽しいイベントが盛りだくさんとなっています。

「フードドライブ」も行います。ご家庭で余っている食料品(*)をお持ちいただければ、フードバンクびわ湖を通じて寄付させていただきます。ぜひお誘いあわせの上、会場にお越しください。

*寄付の対象となる食料品についてはお問合せください。

日時：令和元年9月16日（祝）13：30～15：30 **参加無料**

場所：ビバシティ彦根（彦根市竹ヶ鼻町43-1、JR南彦根駅より徒歩3分）

問合せ先：滋賀県消費生活センター ☎0749-27-2234

「くらしのかわら版」第56号（令和元年8月発行）

滋賀県消費生活センター 〒522-0071 彦根市元町4-1

TEL 0749-23-0999（相談） 0749-27-2234（事務）FAX 0749-23-9030

ホームページ <https://www.pref.shiga.lg.jp/shohi/>



（ホームページ）



（Twitter）